

市民活動支援について

- 1 基本的考え方
- 2 推進体制
- 3 これまでの推進内容
- 4 支援の基本的な柱
- 5 今後の展開
 - (1)区、地域レベルの拠点
 - (2)協働の推進

1 基本的考え方

□ 目的

市民活動の発展に向けて、市民社会の中で市民同士の「相互支援」システムが形成されていくことを促進し応援していくこと

□ 支援の原則

- 市民活動団体の自主性の尊重
- パートナーシップの構築
- 多様性に合わせた柔軟な支援
- 間接的・側面的な支援
- 新しい市民活動団体が生まれる環境づくり
- 公開性と透明性のある仕組みの支援

□ 市民活動の定義

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動

2 推進体制

□ 支援実施機関

- 中間支援組織
「かわさき市民活動センター」の役割

□ 支援についての協議・検討

- 川崎市市民活動推進委員会
川崎市市民活動指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図るための協議・検討機関
- 市民活動等支援施策推進会議
本市市民活動支援施策についての調査・検討、各種情報交換を目的とする関係課長による会議

□ 支援施策調整、推進

- 市民局地域生活部地域生活課

3 これまでの推進内容

H13年9月 川崎市市民活動支援指針

H14年1月 川崎市市民活動推進委員会設置

H14年11月 市民活動センターの開設に向けて(提言)

H15年4月 かわさき市民活動センター開設

H15年11月 市民活動の資金の確保に向けて(提言)

H16年9月 かわさき市民公益活動助成金制度開始

4 支援の基本的な柱

□ 人材育成

- ▶ 市民活動を支えるスタッフの養成

□ 資金の確保

- ▶ 補助・助成金
- ▶ 協働型事業委託
- ▶ 融資型補助

かわさき市民公益活動助成金
(平成16年度開始)
•中間支援組織を通じた支援
•透明性・公正性の高い審査
•交付期限の設定

□ 活動の場

- ▶ 全市、区、地域の拠点

全市的拠点
かわさき市民活動センター

□ 情報の共有化

- ▶ ひろば・ポータルを設置(インターネット上)

5 今後の展開

(1) 区、地域レベルの拠点

□ ガイドラインの策定

- ▶ 区、地域の拠点整備に向けた機能、設置場所等の基本内容

□ 区の拠点整備

- ▶ 区に1か所の整備(区役所、市民館等の活用)
- ▶ 既存の区民活動支援コーナー(ルーム)との調整

□ 地域の拠点整備

- ▶ こども文化センターなど既存施設を活用した整備

5 今後の展開

(2) 協働の推進

- 「(仮称)協働のルール」の策定
 - 市民と行政の「協働」に関する共通認識の形成
 - 効果的な協働の推進

- 協働事業拡充
 - 「(仮称)協働のルール」の周知、各事業への適用
 - 協働推進のための関連制度の整備

川崎市市民活動支援指針（抜粋）

（平成13年9月）

市民活動支援指針の基本的な考え方

支援指針の策定目的は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準づくりにあるが、ここで言う『支援』とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が『相互支援』していくことを原則に、それを促進し、応援していく施策とする。

市民活動とは、『ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動』のことをいうが、支援にあたっては、形式的な面にとらわれず、その活動が担っている課題ベースからとらえる。

支援に際しては、市民の自己決定の拡大と、市民活動の活性化に留意し、また、市民活動と行政のパートナーシップの推進にあたっては、両者は市民に対し情報の公開と説明責任を負う。

支援の基本は、必要とされる活動資源（人材、資金、活動の場、情報など）が市民社会の中で提供されていく仕組みを構築するということである。また、行政がそれらを提供する際には、市民活動の自立した社会的役割を尊重し、できるだけ中間支援組織を通して行うようにするとともに、市民活動推進委員会を設置し、支援の推進について協議・検討を行う。

人材育成

市民活動団体の人材育成は、市民が主体的に行うことを基本とし、行政が関わる場合にも、できる限り市民活動団体や中間支援組織にゆだねるなど、間接的な方法をとることが望ましい。

行政の直接的な関与は、ボランティア等のすそ野の拡大や市民活動の啓発を目的とする活動など、広く行う必要があるものとする。

市民活動団体の運営自体や方向性に直接関わる専門領域の人材育成については、大学・大学院やシンクタンク等との連携・活用を図ることが望ましい。

行政と市民活動団体の協働を進めるためには、行政全体が、その推進に取り組むことが望ましい。こうした観点から、職員の意識改革に取り組む必要がある。

資金の確保

市民活動団体の資金確保に向けて、資金源の多様化を図り、異なるタイプの資金源の拡大に努める。

- 市民活動団体が自主財源としての会費や寄付金を集めやすい環境整備に努める。
- 市民活動団体の事業収入の確保・拡大に向け、行政や企業などの事業委託の促進を図る。
- 市民活動団体への財政的な支援（助成）制度について、民間の基金制度を含め検討する。
- 間接的な資金確保につながる団体の活動経費削減・抑制などの制度や施策を検討する。

行政の財政支援（補助金、助成金及び委託料）については、公平性・公正性を重視し、ルールに基づいた支援を行う。

- 補助金・助成金については、サンセット方式を導入し、ルールに基づいた支出とその評価を審査する仕組みが必要である。
- 委託にあたっては、行政とのパートナーシップの関係を明確にするルールづくりが必要となる。

活動の場

全市の中心的拠点及び、区や地域における市民活動の場の整備を促進する。

公共施設を活用した拠点の整備にあたっては、拠点のタイプに応じて自主的な管理運営方式の導入を検討する。

市民活動団体や企業が自ら設置し、管理運営している一定規模の事務所等も拠点の一つと位置づける。

情報の共有化

市民活動に関する情報の共有化を進めるため、電子媒体と印刷媒体を活用して、情報の共有化拠点としての「ひろば・ポータル」の形成に取り組む。

- 電子媒体については、市民・市民活動団体の多様な情報需要・情報供給に対応できる「ひろば・ポータル」を形成する必要がある。
「ひろば・ポータル」が活動のための情報の流通・共有の場となるためには、行政情報はもちろん、企業や市民活動団体自身の情報も広く流通・共有することを目指す。
- 印刷媒体については、全市また区単位に「ひろば・ポータル」となる拠点の形成を図る。区拠点では区独自情報の提供もできる体制づくりを目指す。

『市民との協働』の観点から広報媒体の活用を検討し、市民活動の推進に必要な情報の提供に努める。

「ひろば・ポータル」の形成及び広報媒体の有効活用を図るため、中間支援組織を中心に市民・行政・企業等の間における交流と連携を進める。

中間支援組織

市民活動の自主性・自立性に配慮した支援には、市民主導型の中間支援組織の確立が望まれており、その環境整備に努める。

市民活動支援に関わりの深い出資法人を行政主導型の中間支援組織と位置づけ、市民活動の全市的な拠点として機能整備する。

市民活動との連携を図る出資法人について、分野別支援組織としての役割活用について検討を進める。

市民活動推進委員会

市民活動支援指針に基づく市民活動の健全な発展に向けて、市民活動団体等と行政との協働による市民活動支援の推進についての協議・検討する機関として、『市民活動推進委員会』を設置する。